

公益社団法人紀の川市シルバー人材センター

令和5年度事業計画

I 基本方針

我が国では、急速な高齢化が進行し、令和4年度版「高齢社会白書」によると、（令和3年10月1日現在）65歳以上人口は、3,621万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も28.9%となり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には3,677万人に達すると見込まれています。

本格的な人口減少が進む中で、社会の担い手不足に懸念が指摘される一方、シルバー人材センターは「人生100年時代」を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいを得るとともに、社会的インフラとしての一端を担っており、シルバー人材センターに向けられる地域社会の期待はより一層大きなものになっています。

一昨年4月に施行された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正では、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされ、労働力人口が減少する環境下で、経済社会の活力を維持するために、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整えることを目的に実施されます。

一方、70歳への定年制延長の動きは、シルバー人材センターにとっては会員確保がさらに難しくなることが予想されますが、当センターにおいては、平成30年度から令和6年度までの7年間の事業運営方針を明確にするために「第2次中期計画」を策定し、会員の拡大と就業機会の確保等を図ることはもちろんセンターの会員が身近な地域で安心して働くことができるよう適切な運営にしていこうことを目標にしています。

また、本年10月に消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されますが、公益社団法人であります当センターの運営は収支相償が原則であり、新たな消費税負担の対応に対し、重要課題として取り組まなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の猛威が続き早4年となり、大勢集まる事業については令和4年度も実施できませんでしたが、令和5年度においては続き次の項目を重点項目として位置づけ、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、高齢者の知識・経験を活かすことのできる就業機会の確保に取り組んでまいります。

【重点項目】

1. 普及啓発
2. 組織の充実
3. インボイス制度の対応
4. 就業機会の拡大
5. 安全・適正就業の推進
6. 会員の拡大と育成
7. 受注拡大と就業率の向上
8. 労働者派遣事業の推進
9. 生活援助サービスへの取り組み

10. 研修活動の推進

11. 会員の交流

II 事業計画

1. 普及啓発

- (1) 広報誌「シルバー紀の川」を年3回発行
- (2) シルバー普及啓発月間の「シルバーの日」を中心に、ボランティア清掃とともに新規会員の拡大を図るための街頭における普及啓発活動を実施
- (3) 市の関係部局と連携して市内の企業に向けてのPRやイベントなどの機会を通じた啓発活動の実施
- (4) 市の「広報 紀の川」にシルバー関連記事を掲載
- (5) サポート事業推進員の戸別訪問による普及啓発

2. 組織の充実

- (1) リーダー会組織の目的・役割等の見直しについて検討
- (2) 女性会員の拡大とともに、女性リーダーの拡充
- (3) 総務、事業、安全の3部会に合同部会を加え、情報を共有した連携体制を強化
- (4) 技能職の後継者育成のための指導方法等の検討

3. インボイス制度の対応

センター事業の運営にインボイス制度が導入されると大きな影響を及ぼすため、出来る限り事業運営に支障をきたさないように、引き続き対応策について検討を行う。

4. 就業機会の拡大

就業先の開拓、女性会員の就業先の確保、就業の適正化を図り、会員の技術・技能の向上を推進するため、以下の内容に取り組みます。

- ① 就業機会拡大にあたり、希望する会員が少ない職種を周知し、会員の新たな就業意欲を開拓・向上する方策を実施
- ② 公共部門に対して、既存の発注事業の継続やシルバーに適した新規事業の発注の働きかけを実施

5. 安全・適正就業の推進

- ① 安全パトロールを毎月1回実施し、安全保護具等の着用徹底及び安全指導を継続的に実施
- ② 会員の安全意識の高揚と事故防止の抑止力となることを目的とした「ペナルティ制度」や損害賠償事故免責額の周知徹底
- ③ 会員の就業中・途上の怪我及び賠償事故抑制のため、顛末書提出の義務付けを実施
- ④ 本年度から新入会員全員を対象に、「新入会員研修会」を定例（月1回）開催し、安全就業等についての研修を実施

- ⑤ 全シ協適正就業ガイドラインの「シルバー人材センターが提供する業務」の趣旨に基づき「臨・短・軽」の原則を順守したローテーション就業の促進
- ⑥ 全シ協適正就業ガイドラインの「会員の就業形態」の趣旨に基づき、請負委任、派遣の就業形態に沿った適正な契約の締結
- ⑦ センター車使用による運転前後のアルコール検査をアルコール検知器により実施

6. 会員の拡大と育成

会員の拡大を急務と考え、定例（月1回）の入会説明会の継続的な取り組みのほか、必要に応じ臨時の入会説明会の開催、会員確保のための広報の充実を図り、未就業会員の対策を強化するため、以下の内容に取り組みます。

(1) 会員の獲得・退会抑制

- ① 入会説明会の充実を図るため、参加者が容易に理解できるよう、統一的なマニュアルの作成やビデオの放映
- ② 市内全域を対象に、市広報誌配布時にチラシの折込み
- ③ 会員の業種に対する選択肢を増やすため、新規事業を積極的に取り組む
- ④ 希望者に草刈り・剪定業務に慣れるまで、当センターの道具を一定期間貸し出す
- ⑤ 個人情報に留意しながら、未就業会員情報を入手・共有し、未就業会員に対する就業情報提供の継続的な実施
- ⑥ 高齢者が主体となって活動している団体に対する啓発活動の推進

(2) 会員の意識・スキルの向上

本年度から新入会員全員を対象に、「新入会員研修会」を定例（月1回）開催し、安全就業の研修だけではなく、各実技講習会への参加を促し、接遇等、会員の意識・スキルの向上を図ります。

(3) 高齢会員への対応

高齢者関連事業を所管する機関との連携強化の検討

(4) 会員の技術・技能の向上

- ① 新入会員を中心とした実技講習会（除草、植木剪定、果樹剪定等）を実施
- ② 外部講師による講習会の実施

7. 受注拡大と就業率の向上

- (1) 受託事業の拡大を図るため、現在の就業先の継続就業の確保、更に新規事業の実施による一般家庭、企業、公共機関等からの受注の掘り起こし
- (2) 市の情報収集を図り、受注機会の開拓及び確保
- (3) 市内の遊休農地や空地の適正管理業務について、市関係部局と調整を図り会員の就業機会を拡大
- (4) 特定の会員に就業機会が偏らないよう調整や新入会員への早期就業機会の提供
- (5) 受注拡大、就業率の向上のため、新規請負事業として、「空き家、空き地、墓地の管理事業」、「シルバー人材バンク講師派遣事業」を実施

8. 労働者派遣事業の推進

高齢者就業機会確保事業として、新たな就業機会の確保と会員拡大を図るため、本年度も労働者派遣事業を積極的に推進し、現契約の更新とともに、新たな事業所との契約に取り組めます。

9. 生活援助サービスへの取り組み

介護保険事業による要支援1や要支援2の日常生活支援サービスとして、当センター独自の「シルバーお助け隊」の事業拡大に取り組めます。

10. 研修活動の推進

役員及び職員の資質向上と当センターの健全な運営を期するため、県連合会をはじめ関係機関の協力を仰ぎながら、研修活動に努めます。

11. 会員の交流

会員相互の親交、情報交換、連帯意識の高揚を図るため、会員の親睦事業やサークル活動の推進に努めます。